

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>1-1 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1 岩見沢市水道事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、岩見沢市の発注する水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 受注者は、標準仕様書の適用については、岩見沢市請負工事監督要領及び岩見沢市請負工事検査要領に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、これら監督、検査（完成検査、出来形部分検査等）については、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>4 契約書、特記仕様書、図面、標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は工事監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、工事監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。</p> <p>6 本標準仕様書で適用すべきとされている基準類が改定された場合には、それに従うものとする。</p> <p>7 「岩見沢市における週休2日工事の取り扱いについて」に従うものとする。</p> <p>1-1-2 設計図書の照査等</p> <p>1 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受注者の負担において備えなければならない。</p> <p>2 受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」を参考に、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1 岩見沢市水道事業標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、岩見沢市の発注する水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 受注者は、標準仕様書の適用については、岩見沢市請負工事監督要領及び岩見沢市請負工事検査要領に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、これら監督、検査（完成検査、出来形部分検査等）については、地方自治法第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>4 契約書、特記仕様書、図面、標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は工事監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、工事監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。</p> <p>6 本標準仕様書で適用すべきとされている基準類が改定された場合には、それに従うものとする。</p> <p>1-1-2 設計図書の照査等</p> <p>1 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受注者の負担において備えなければならない。</p> <p>2 受注者は、「設計図書の照査ガイドライン」を参考に、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。</p>

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>1-1-3 工事工程表</p> <p>1 受注者は、契約書第4条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1 受注者は、受注後速やかに（工事着手日より14日以内）工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また、受注者は施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p style="color: red;">※GW,お盆、年末年始等長期連休の場合は監督員と協議とする。</p> <p>2 この場合、施工計画書に次の事項について最低限記載するとともに、各現場に応じたものを作成すること。工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、分水栓取替工事等小規模な工事においては、工事監督員の承諾を得たうえで、記載を省略することができるものとする。</p> <p>なお、詳細については「施工計画書作成要領」を参考にすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表（計画工程表・労務計画・機械使用計画） (3) 現場組織表（施工体系図 施工体制台帳1・2・3 下請負契約書 作業員名簿の写しを含む） (4) 主要資材 (5) 施工方法 (6) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む） (7) 緊急時の体制及び対応 (8) 安全管理（安全訓練等の実施計画、環境対策等を含む） (9) 交通管理（交通規制、過積載防止対策等） (10) 現場作業環境の整備（現場事務所や資材置場、仮設トイレの設置等） (11) 残土処分計画 (12) 建設副産物の適正処理計画 (13) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 (14) 社内検査 (15) 許可書類等の写し（公官庁への手続き、地元周知） (16) その他（創意工夫・必要事項等） <p>3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよいものとする。</p>	<p>1-1-3 工事工程表</p> <p>1 受注者は、契約書第4条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1 受注者は、受注後速やかに（工事着手日より14日以内）工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。また、受注者は施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 この場合、施工計画書に次の事項について最低限記載するとともに、各現場に応じたものを作成すること。工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、分水栓取替工事等小規模な工事においては、工事監督員の承諾を得たうえで、記載を省略することができるものとする。</p> <p>なお、詳細については「施工計画書作成要領」を参考にすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表（計画工程表・労務計画・機械使用計画） (3) 現場組織表（施工体系図 施工体制台帳1・2・3 下請負契約書 作業員名簿の写しを含む） (4) 主要資材 (5) 施工方法 (6) 施工管理計画（工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む） (7) 緊急時の体制及び対応 (8) 安全管理（安全訓練等の実施計画、環境対策等を含む） (9) 交通管理（交通規制、過積載防止対策等） (10) 現場作業環境の整備（現場事務所や資材置場、仮設トイレの設置等） (11) 残土処分計画 (12) 建設副産物の適正処理計画 (13) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 (14) 社内検査 (15) 許可書類等の写し（公官庁への手続き、地元周知） (16) その他（創意工夫・必要事項等） <p>3 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよいものとする。</p>

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>9 配水管の接合等の要領で本標準仕様書及び当該工事特記仕様書に明記のない事項については次の参考資料による。ただし、(11)は工事監督員の承認を得たものに限る。</p> <p>(1) 便覧 (第14版 2023.8発行) 日本ダクタイル鉄管協会発行</p> <p>(2) ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル (2024.4発行) //</p> <p>(3) T形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ2000 (2023.1発行) //</p> <p>(4) K形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ2600 (2019.10発行) //</p> <p>(5) NS形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ450 (2024.4発行) //</p> <p>(6) NS形ダクタイル鉄管接合要領書 φ500~φ1000 (2024.1発行) //</p> <p>(7) GX形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ400 (2024.1発行) //</p> <p>(8) ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書 (H26.11発行) //</p> <p>(9) フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書 (H26.6発行) //</p> <p>(10) PTC 水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル (R5.6発行) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会</p> <p>(11) 各協会及びメーカーで発行している布設・設置・接合・据付等の基準・要領書</p> <p>2-1-2 試掘調査</p> <p>1 施工に先立って、試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて、工事施工協議簿で工事監督員に報告すること。</p> <p>2 試掘箇所は、工事監督員と協議のうえ選定すること。</p> <p>3 試掘は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにすること。</p> <p>4 掘削調査にあたっては、土の性状、地下水の状態等を観察し、事後の掘削工、土留工等の参考にすること。</p> <p>5 既設埋設物の形状、位置等の測定は、正確を期すとともに、埋戻後もその位置が確認できるよう適切な措置を講じること。</p> <p>6 試掘箇所は即日埋戻しを行い、仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し、保守管理すること。</p> <p>7 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立ち会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じること。</p>	<p>9 配水管の接合等の要領で本標準仕様書及び当該工事特記仕様書に明記のない事項については次の参考資料による。ただし、(11)は工事監督員の承認を得たものに限る。</p> <p>(1) 便覧 (第13版 R2.1発行) 日本ダクタイル鉄管協会発行</p> <p>(2) ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル (H29.4発行) //</p> <p>(3) T形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ2000 (2023.1発行) //</p> <p>(4) K形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ2600 (2019.10発行) //</p> <p>(5) NS形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ450 (2022.11発行) //</p> <p>(6) NS形ダクタイル鉄管接合要領書 φ500~φ1000 (2024.1発行) //</p> <p>(7) GX形ダクタイル鉄管接合要領書 φ75~φ400 (2024.1発行) //</p> <p>(8) ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書 (H26.11発行) //</p> <p>(9) フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書 (H26.6発行) //</p> <p>(10) PTC 水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル (R5.6発行) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会</p> <p>(11) 各協会及びメーカーで発行している布設・設置・接合・据付等の基準・要領書</p> <p>2-1-2 試掘調査</p> <p>1 施工に先立って、試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認すること。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて、工事施工協議簿で工事監督員に報告すること。</p> <p>2 試掘箇所は、工事監督員と協議のうえ選定すること。</p> <p>3 試掘は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにすること。</p> <p>4 掘削調査にあたっては、土の性状、地下水の状態等を観察し、事後の掘削工、土留工等の参考にすること。</p> <p>5 既設埋設物の形状、位置等の測定は、正確を期すとともに、埋戻後もその位置が確認できるよう適切な措置を講じること。</p> <p>6 試掘箇所は即日埋戻しを行い、仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し、保守管理すること。</p> <p>7 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立ち会いを求め、その指示を受け、適切な措置を講じること。</p>
18	18

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>2-2-3 ダクタイル鋳鉄管の切断</p> <p>1 鋳鉄管の切断は切断機で行うことを原則とし、内面粉体ライニング塗装仕上げの鋳鉄管を切断及び穿孔する際は専用の道具を使用すること。また、異形管は切断してはいけない。</p> <p>2 鋳鉄管の切断面は衛生上無害な防食処理を施すこと。</p> <p>3 NS形ダクタイル鋳鉄管の切断は2-2-8 NS形ダクタイル鋳鉄管の切断加工による。</p> <p>2-2-4 継手用滑剤</p> <p>1 ダクタイル鋳鉄管の接合にあたっては滑剤を使用すること。</p> <p>2 ゴム輪に悪い影響を及ぼしかねないもの、衛生上有害な成分を含むもの、中性洗剤及びグリース等の油類は使用しないこと。</p> <p>2-2-5 K形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工</p> <p>1 日本ダクタイル鉄管協会発行 K形ダクタイル鉄管接合要領書(2024.4発行)による。</p> <p>2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。 上記接合要領書のチェックシートを使用すること。</p> <p>2-2-6 T形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工</p> <p>1 日本ダクタイル鉄管協会発行 T形ダクタイル鉄管接合要領書φ75～φ2000(2023.1発行)による。</p> <p>2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。 上記接合要領書のチェックシートを使用すること。</p> <p>2-2-7 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工</p> <p>1 日本ダクタイル鉄管協会発行 NS形ダクタイル鉄管接合要領書φ75～φ450(2022.11発行)及びNS形ダクタイル鉄管接合要領書φ500～φ1,000(2024.1発行)による。</p> <p>2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。 上記接合要領書のチェックシートを使用すること。</p>	<p>2-2-3 ダクタイル鋳鉄管の切断</p> <p>1 鋳鉄管の切断は切断機で行うことを原則とし、内面粉体ライニング塗装仕上げの鋳鉄管を切断及び穿孔する際は専用の道具を使用すること。また、異形管は切断してはいけない。</p> <p>2 鋳鉄管の切断面は衛生上無害な防食処理を施すこと。</p> <p>3 NS形ダクタイル鋳鉄管の切断は2-2-8 NS形ダクタイル鋳鉄管の切断加工による。</p> <p>2-2-4 継手用滑剤</p> <p>1 ダクタイル鋳鉄管の接合にあたっては滑剤を使用すること。</p> <p>2 ゴム輪に悪い影響を及ぼしかねないもの、衛生上有害な成分を含むもの、中性洗剤及びグリース等の油類は使用しないこと。</p> <p>2-2-5 K形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工</p> <p>1 日本ダクタイル鉄管協会発行 K形ダクタイル鉄管接合要領書(2019.10発行)による。</p> <p>2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。 上記接合要領書のチェックシートを使用すること。</p> <p>2-2-6 T形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工</p> <p>1 日本ダクタイル鉄管協会発行 T形ダクタイル鉄管接合要領書φ75～φ2000(2023.1発行)による。</p> <p>2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。 上記接合要領書のチェックシートを使用すること。</p> <p>2-2-7 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合・切断加工</p> <p>1 日本ダクタイル鉄管協会発行 NS形ダクタイル鉄管接合要領書φ75～φ450(2022.11発行)及びNS形ダクタイル鉄管接合要領書φ500～φ1,000(2024.1発行)による。</p> <p>2 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入しながら行うこと。チェックシートは出来形管理の書類として提出すること。 上記接合要領書のチェックシートを使用すること。</p>

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂

4-2 写真撮影要領

4-2-1 写真撮影要領

区分・工種	撮影項目及び内容	撮影時期・頻度		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分	着手前1回	
	完成	全景又は代表部分 ※埋設位置に赤線等でわかるようにする	施工完了後1回	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況 交通整理員等の配置状況 安全訓練等の実施状況	種類毎に1回 種類毎に1回 各1回(作業中) 実施毎に1回	
	仮設工	土留工	使用材料及び仮設状況	40m毎
		覆工	施工状況(すり付け等含む)	
		仮締切工	使用材料及び仮締切状況	
試験掘削工	掘削位置 埋設物の位置、離れ、土被り 道路復旧状況	全箇所		
土工	掘削工	掘削状況(機械、人力の別) 掘削深さ及び掘削幅確認	掘削中、40m毎 掘削後、40m毎	
	残土処理	残土処理場の状況 残土仮置場の状況	残土処理場毎 残土仮置場毎	
	埋戻し工	層状転圧(路盤工含む)に使用する定規(トンボ等)	使用する定規毎	
		各層での埋戻し転圧状況	施工中、各層毎40m毎	
		各層の厚さ確認		
		管底基礎砂の厚さ確認	40m毎	
	転圧埋戻し完了	40m毎		
球体落下試験	試験箇所毎			
盛土工	巻出し状況 締固め状況	40m毎		

現 行

4-2 写真撮影要領

4-2-1 写真撮影要領

区分・工種	撮影項目及び内容	撮影時期・頻度		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分	着手前1回	
	完成	全景又は代表部分 ※埋設位置に赤線等でわかるようにする	施工完了後1回	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況 交通整理員等の配置状況 安全訓練等の実施状況	種類毎に1回 種類毎に1回 各1回(作業中) 実施毎に1回	
	仮設工	土留工	使用材料及び仮設状況	40m毎
		覆工	施工状況(すり付け等含む)	
		仮締切工	使用材料及び仮締切状況	
試験掘削工	掘削位置 埋設物の位置、離れ、土被り 道路復旧状況	全箇所		
土工	掘削工	掘削状況(機械、人力の別) 掘削深さ及び掘削幅確認	掘削中、40m毎 掘削後、40m毎	
	残土処理	残土処理場の状況 残土仮置場の状況	残土処理場毎 残土仮置場毎	
	埋戻し工	層状転圧(路盤工含む)に使用する定規(トンボ等)	使用する定規毎	
		各層での埋戻し転圧状況	施工中、各層毎40m毎	
		各層の厚さ確認		
		転圧埋戻し完了	40m毎	
	球体落下試験	試験箇所毎		
盛土工	巻出し状況 締固め状況	40m毎		

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂

区分・工種	撮影項目及び内容	撮影時期・頻度	
管 布 設 工	配管	管、弁等使用材料	種類毎全数
		管の吊込み及び布設状況	布設中、40m毎
		管の高さ及び蛇行（ズレ）	布設後、40m毎
		管の接合確認 ポリエチレン管の融着確認	10口に1箇所
		T形・NS形・GX形の差込確認	チェックシート記載項目全て
		トルクレンチによるトルク確認	トルクは設置箇所毎で
		離脱防止金具トルク確認	代表1箇所
	フランジ接合部トルク確認		
	既設管との連絡配管状況	施工箇所毎	
	管端部の養生状況	1日の布設完了後に1枚	
水圧試験	水圧試験の状況	実施毎	
弁類・弁篋	各弁・弁篋の設置状況	設置箇所毎	
	各弁・弁篋の設置位置、高さ		
仕切弁標識	標識設置状況、設置位置確認	設置箇所毎	
埋設シート	土工・埋戻し工を含む	40m毎	
付 帯 工	取壊し工	舗装版切断状況	施工中、40m毎
		舗装版取壊し状況	
		産業廃棄物処理場の状況	廃棄物種類毎及び産業 廃棄物処理場毎
	路盤工	各層での埋戻し転圧状況	施工中、各層毎40m毎
		路盤幅、各層の厚さ確認	
		掘起こしでの路盤総厚確認	転圧後、200m毎
		転圧埋戻し完了	40m毎
		締固め密度測定	試験箇所毎
	舗装工	不陸整正状況	施工中、80m毎
		タックコート、プライムコート散布状況	
舗設状況			
舗装幅、各層毎の厚さ確認		施工前不陸整正完了時、 各層毎40m毎	
	現場での敷均し温度測定	合材の種別毎	
そ の 他	検査	社内検査状況	適宜
		監督員検査状況	検査毎
		竣工検査状況	検査毎
	その他	重要箇所及び工事監督員の指定箇所	適宜

現 行

区分・工種	撮影項目及び内容	撮影時期・頻度	
管 布 設 工	配管	管、弁等使用材料	種類毎全数
		管の吊込み及び布設状況	布設中、40m毎
		管の高さ及び蛇行（ズレ）	布設後、40m毎
		管の接合確認 ポリエチレン管の融着確認	施工箇所毎
		T形・NS形・GX形の差込確認	チェックシート記載項目全て
		トルクレンチによるトルク確認	トルクは設置箇所毎で
		離脱防止金具トルク確認	代表1箇所
	フランジ接合部トルク確認		
	既設管との連絡配管状況	施工箇所毎	
	管端部の養生状況	1日の布設完了後に1枚	
水圧試験	水圧試験の状況	実施毎	
弁類・弁篋	各弁・弁篋の設置状況	設置箇所毎	
	各弁・弁篋の設置位置、高さ		
仕切弁標識	標識設置状況、設置位置確認	設置箇所毎	
埋設シート	土工・埋戻し工を含む	40m毎	
付 帯 工	取壊し工	舗装版切断状況	施工中、40m毎
		舗装版取壊し状況	
		産業廃棄物処理場の状況	廃棄物種類毎及び産業 廃棄物処理場毎
	路盤工	各層での埋戻し転圧状況	施工中、各層毎40m毎
		路盤幅、各層の厚さ確認	
		掘起こしでの路盤総厚確認	転圧後、200m毎
		転圧埋戻し完了	40m毎
		締固め密度測定	試験箇所毎
	舗装工	不陸整正状況	施工中、80m毎
		タックコート、プライムコート散布状況	
舗設状況			
舗装幅、各層毎の厚さ確認		施工前不陸整正完了時、 各層毎40m毎	
	現場での敷均し温度測定	合材の種別毎	
そ の 他	検査	社内検査状況	適宜
		監督員検査状況	検査毎
		竣工検査状況	検査毎
	その他	重要箇所及び工事監督員の指定箇所	適宜

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>4-2-2 撮影にあたっての注意事項</p> <p>1 写真撮影にあたっては工事名、工種等、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、撮影月日、略図を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。 <i>(デジタル黒板可)</i></p> <p>2 前頁表中に記載している撮影頻度で「〇〇m毎」という表現は一般的な配水管布設工事のように連続施工の場合であり、施工箇所が点在する場合は「実施箇所毎」とする。</p> <p>3 施工状況写真、安全管理写真の撮影にあたっては撮影位置がわかるように固定された地形、構造物等を配置した撮影とする。</p> <p>4 使用材料写真の撮影にあたっては、周辺の整理整頓を行い、関係のないものを撮影しないようにすること。また、可能な限り背景に現場の一部を入れ、工事監督員立会いのもと搬入数量が確認できるよう撮影すること。</p> <p>5 品質管理写真の撮影にあたっては、使用試験器具等に目盛りがある場合は、写真で目盛りが確認できるように撮影すること。また、必要に応じて近影写真との組み写真とする。</p> <p>6 出来形管理写真のうち寸法検測写真は対象物の全体に対する位置づけがわかるアングルとし、測定した寸法が判読できること。</p> <p>7 本撮影要領に記載のない事項は【新版 土木工事写真の手引き：（社）全日本建設技術協会及び（社）全国土木施工管理技士会連合会発行】に準ずる。</p> <p>8 写真の整理については、次の順番の通り添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事標識・お願い標識 (2) 着事前・完成写真 (3) 施工状況（品質管理、出来形管理を含む） (4) 安全管理 (5) 使用材料 (6) 使用機材 (7) その他 <p>9 占用協議箇所については、定点かつ同じアングルで着事前・施工中・完了を起点・中間・終点で撮影すること。また、河川占用協議や推進工法等の特殊工法箇所については、一連の作業が分かるように撮影すること。</p>	<p>4-2-2 撮影にあたっての注意事項</p> <p>1 写真撮影にあたっては工事名、工種等、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、撮影月日、略図を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。</p> <p>2 前頁表中に記載している撮影頻度で「〇〇m毎」という表現は一般的な配水管布設工事のように連続施工の場合であり、施工箇所が点在する場合は「実施箇所毎」とする。</p> <p>3 施工状況写真、安全管理写真の撮影にあたっては撮影位置がわかるように固定された地形、構造物等を配置した撮影とする。</p> <p>4 使用材料写真の撮影にあたっては、周辺の整理整頓を行い、関係のないものを撮影しないようにすること。また、可能な限り背景に現場の一部を入れ、工事監督員立会いのもと搬入数量が確認できるよう撮影すること。</p> <p>5 品質管理写真の撮影にあたっては、使用試験器具等に目盛りがある場合は、写真で目盛りが確認できるように撮影すること。また、必要に応じて近影写真との組み写真とする。</p> <p>6 出来形管理写真のうち寸法検測写真は対象物の全体に対する位置づけがわかるアングルとし、測定した寸法が判読できること。</p> <p>7 本撮影要領に記載のない事項は【新版 土木工事写真の手引き：（社）全日本建設技術協会及び（社）全国土木施工管理技士会連合会発行】に準ずる。</p> <p>8 写真の整理については、次の順番の通り添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事標識・お願い標識 (2) 着事前・完成写真 (3) 施工状況（品質管理、出来形管理を含む） (4) 安全管理 (5) 使用材料 (6) 使用機材 (7) その他 <p>9 占用協議箇所については、定点かつ同じアングルで着事前・施工中・完了を起点・中間・終点で撮影すること。また、河川占用協議や推進工法等の特殊工法箇所については、一連の作業が分かるように撮影すること。</p>
44	44

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>4-3-2 成果品作成にあたっての注意事項</p> <p>1 施工計画書 施工計画書作成要領による。工事着手後14日以内に提出すること。 ※GW,お盆、年末年始等長期連休の場合は監督員と協議とする。</p> <p>2 工事資材使用承諾願(様式1) 使用する資材について、工事監督員の承諾を事前に得るものとする。</p> <p>3 工程表(様式19) (1) 様式19工程表を提出すること (2) 施工するすべての工種及び種別を記載すること。 (3) 実施工程表は10日毎に提出すること。ただし、提出日が閉庁日の場合、閉庁日明けに提出すること。 (4) 施工計画書に記載されている計画工程表と大きく変更となる場合、実施工程表を提出すること。 (5) (1)～(4)によりがたい場合は、履行報告の方法について、協議して決定すること。</p> <p>4 休日作業届(様式2) 様式2休日作業届を提出すること。 休日作業届は前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに提出</p> <p>5 搬入資材一覧表(様式3) 表中の割増係数及び割増数(b)の欄については工事監督員に確認してから、記入すること。</p> <p>6 出荷証明書、納品書等(提出は不要) 骨材の出荷証明書(搬入月日、数量のわかるもの)・運搬伝票・資材の納品伝票は受注者が保管し、求められた時のみ提示すること。</p> <p>7 出来形図 (1) 出来形は延長、高さ、本数、勾配、切管の延長、延長等を設計値と対比し赤書きで記入すること。 (2) 図面データは、PDF・P21・作成したCADを提出すること。ただし、発注図面が紙データの場合は、この限りではない。</p> <p>8 出来形測定結果表(様式4) 様式に従い測定表及び管理図表を作成すること。</p>	<p>4-3-2 成果品作成にあたっての注意事項</p> <p>1 施工計画書 施工計画書作成要領による。工事着手後14日以内に提出すること。</p> <p>2 工事資材使用承諾願(様式1) 使用する資材について、工事監督員の承諾を事前に得るものとする。</p> <p>3 工程表(様式19) (1) 様式19工程表を提出すること (2) 施工するすべての工種及び種別を記載すること。 (3) 実施工程表は10日毎に提出すること。ただし、提出日が閉庁日の場合、閉庁日明けに提出すること。 (4) 施工計画書に記載されている計画工程表と大きく変更となる場合、実施工程表を提出すること。 (5) (1)～(4)によりがたい場合は、履行報告の方法について、協議して決定すること。</p> <p>4 休日作業届(様式2) 様式2休日作業届を提出すること。 休日作業届は前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに提出</p> <p>5 搬入資材一覧表(様式3) 表中の割増係数及び割増数(b)の欄については工事監督員に確認してから、記入すること。</p> <p>6 出荷証明書、納品書等(提出は不要) 骨材の出荷証明書(搬入月日、数量のわかるもの)・運搬伝票・資材の納品伝票は受注者が保管し、求められた時のみ提示すること。</p> <p>7 出来形図 (1) 出来形は延長、高さ、本数、勾配、切管の延長、延長等を設計値と対比し赤書きで記入すること。 (2) 図面データは、PDF・P21・作成したCADを提出すること。ただし、発注図面が紙データの場合は、この限りではない。</p> <p>8 出来形測定結果表(様式4) 様式に従い測定表及び管理図表を作成すること。</p>
47	47

R7 岩見沢水道事業標準仕様書 新旧対照表

改 訂	現 行
<p>15 建設副産物処理報告書</p> <p>(1) 産業廃棄物については品目毎、日毎等マニフェストにより集計表を作成し、設計値と対比すること。</p> <p>(2) マニフェストについては、工事監督員が監督業務の中で原本を確認するものとし、提出書類としてマニフェストの写しを添付する必要はない。確認後は原本を受注者が5年間保管するものとする。ただし、完成検査時には原本を持参するほか、その他発注者から提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。</p> <p>16 仕切弁台帳（様式24）</p> <p>(1) 周辺の人孔蓋、雨水枡、電柱、信号柱、街路灯、建造物等その位置がしばらく変化しないと思われる構造物からの距離をひとつの仕切弁に対して3箇所以上計測し、記載すること。ただし、郊外等で周辺に計測できる構造物が3箇所に満たない場合は、監督員と協議すること。また、近接した仕切弁がある場合については、仕切弁間の距離も計測すること。</p> <p>(2) 同じ交差点内若しくは近接して、既設仕切弁がある場合も（1）の要領で計測し、記載すること。</p> <p>(3) 埋殺しの仕切弁についても(1)の要領で計測し、記載しておくこと。</p> <p>(4) 既存の仕切弁台帳がある場合、その記載内容が現地と合致しているか（開閉含む）を確認し、今工事分と合わせた形で台帳を整備すること。</p> <p>(5) 様式24仕切弁台帳をPDFで作成し、1部提出すること。</p> <p>17 給水装置新設工事台帳（様式23-1）</p> <p>(1) 1軒(水道番号)につき1部作成すること(使用者等の押印は不要)。その際、水道番号を必ず記載すること。</p> <p>(2) 工事場所見取図には、住所、道路名、住宅名が記載されている地図を貼付し、施工箇所を赤書きで明記すること。</p> <p>(3) 給水台帳の裏面については、施工した給水の分水位置、管径等が明確にわかるように、受信器、仕切弁又は道路構造物等からのオフセットを記載した平面図及び配管図等を作成すること。</p> <p>(4) 既設給水管との接続位置および接続管種を明確に記載すること(境界から民地側0.5m、境界から道路側0.8m等)。</p> <p>(5) 様式23-2給水台帳平面図をPDFで作成し、1部提出すること。</p> <p>18 工事写真帳</p> <p>(1) 工事写真の撮影基準は写真撮影要領による。</p> <p>(2) 工事写真帳の大きさはA4版とする。</p>	<p>15 建設副産物処理報告書</p> <p>(1) 産業廃棄物については品目毎、日毎等マニフェストにより集計表を作成し、設計値と対比すること。</p> <p>(2) マニフェストについては、工事監督員が監督業務の中で原本を確認するものとし、提出書類としてマニフェストの写しを添付する必要はない。確認後は原本を受注者が5年間保管するものとする。ただし、完成検査時には原本を持参するほか、その他発注者から提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。</p> <p>16 仕切弁台帳（様式24）</p> <p>(1) 周辺の人孔蓋、雨水枡、電柱、信号柱、街路灯、建造物等その位置がしばらく変化しないと思われる構造物からの距離をひとつの仕切弁に対して3箇所以上計測し、記載すること。ただし、郊外等で周辺に計測できる構造物が3箇所に満たない場合は、監督員と協議すること。また、近接した仕切弁がある場合については、仕切弁間の距離も計測すること。</p> <p>(2) 同じ交差点内若しくは近接して、既設仕切弁がある場合も（1）の要領で計測し、記載すること。</p> <p>(3) 埋殺しの仕切弁についても(1)の要領で計測し、記載しておくこと。</p> <p>(4) 既存の仕切弁台帳がある場合、その記載内容が現地と合致しているか（開閉含む）を確認し、今工事分と合わせた形で台帳を整備すること。</p> <p>(5) 様式24仕切弁台帳をPDFで作成し、1部提出すること。</p> <p>17 給水装置新設工事台帳（様式23-1）</p> <p>(1) 1軒(水道番号)につき1部作成すること(使用者等の押印は不要)。その際、水道番号を必ず記載すること。</p> <p>(2) 工事場所見取図には、住所、道路名、住宅名が記載されている地図を貼付し、施工箇所を赤書きで明記すること。</p> <p>(3) 給水台帳の裏面については、施工した給水の分水位置、管径等が明確にわかるように、受信器、仕切弁又は道路構造物等からのオフセットを記載した平面図及び配管図等を作成すること。</p> <p>(4) 既設給水管との接続位置を明確に記載すること(境界から民地側0.5m、境界から道路側0.8m等)。</p> <p>(5) 様式23-2給水台帳平面図をPDFで作成し、1部提出すること。</p> <p>18 工事写真帳</p> <p>(1) 工事写真の撮影基準は写真撮影要領による。</p> <p>(2) 工事写真帳の大きさはA4版とする。</p>

様式集 (改訂)

管土工定規図

**埋戻投入区分
配水用ポリエチレン管**

**埋戻投入区分
ダクタイル鋳鉄管**

管種	管径	B (土留無)	B (土留有)		
			木矢板 (1.5m~1.8m)	木矢板 (2.1m~2.7m)	軽量鋼矢板 (2.8m~3.8m)
PP	50	0.60	0.90	0.95	0.90
HPPE	50	0.60	0.90	0.95	0.90
HPPE	75	0.60	0.90	0.95	0.90
HPPE	100	0.60	0.90	0.95	0.90
HPPE	150	0.60	0.90	0.95	0.90
HPPE	200	0.60	0.90	0.95	0.90
DCIP(NS)	300	0.85	0.90	0.95	0.90
DCIP(NS)	350	0.90	0.95	1.00	0.95
DCIP(NS)	400	0.95	1.00	1.05	1.00
DCIP(NS)	450	1.00	1.05	1.10	1.05
DCIP(NS)	500	1.05	1.10	1.15	1.10
DCIP(NS)	600	1.15	1.20	1.25	1.20
DCIP(NS)	700	1.25	1.35	1.35	1.35
DCIP(NS)	800	1.35	1.45	1.45	1.45
DCIP(NS)	900	1.45	1.55	1.55	1.60
DCIP(NS)	1000	1.55	1.70	1.65	1.70
DCIP(GX)	75	0.60	0.90	0.95	0.90
DCIP(GX)	100	0.60	0.90	0.95	0.90
DCIP(GX)	150	0.60	0.90	0.95	0.90
DCIP(GX)	200	0.60	0.90	0.95	0.90
DCIP(GX)	250	0.65	0.90	0.95	0.90
DCIP(GX)	300	0.70	0.90	0.95	0.90
DCIP(GX)	350	0.90	0.95	1.00	0.95
DCIP(GX)	400	0.95	1.00	1.05	1.00
DCIP(GX)	450	1.00	1.05	1.10	1.05

※ 給水管にも適用する。ただし、φ20~φ40の給水管は、PPφ50及びHPPEφ50のBを使用する。

年度	令和	年度
岩見沢市水道事業標準図		
図面名	管土工定規図	
縮尺	任意	番号
設計年月日	令和 年 月 日	
岩見沢市水道部水道課		

基礎砂施工は令和7年度設計から適用

様式集 (現行)

管土工定規図

埋戻投入区分

掘削標準断面

管種	管径	B (土留無)	B (土留有)		
			木矢板 (1.5m~1.8m)	木矢板 (2.1m~2.7m)	軽量鋼矢板 (2.8m~3.8m)
PP	50	0.60	0.80	1.00	0.75
HPPE	50	0.60	0.80	1.00	0.75
HPPE	75	0.60	0.80	1.00	0.75
HPPE	100	0.60	0.80	1.00	0.75
HPPE	150	0.60	0.80	1.00	0.75
HPPE	200	0.60	0.80	1.00	0.75
DCIP(NS)	300	0.85	0.90	1.00	0.90
DCIP(NS)	350	0.90	0.95	1.00	0.95
DCIP(NS)	400	0.95	1.00	1.05	1.00
DCIP(NS)	450	1.00	1.05	1.10	1.05
DCIP(NS)	500	1.05	1.20	1.15	1.10
DCIP(NS)	600	1.15	1.30	1.25	1.20
DCIP(NS)	700	1.25	1.40	1.35	1.35
DCIP(NS)	800	1.35	1.50	1.45	1.45
DCIP(NS)	900	1.45	1.65	1.60	1.60
DCIP(NS)	1000	1.55	1.75	1.70	1.70
DCIP(GX)	75	0.60	0.80	1.00	0.75
DCIP(GX)	100	0.60	0.80	1.00	0.75
DCIP(GX)	150	0.60	0.80	1.00	0.75
DCIP(GX)	200	0.60	0.80	1.00	0.75
DCIP(GX)	250	0.65	0.85	1.00	0.75
DCIP(GX)	300	0.70	0.90	1.00	0.80
DCIP(GX)	350	0.90	0.95	1.00	0.95
DCIP(GX)	400	0.95	1.00	1.05	1.00
DCIP(GX)	450	1.00	1.05	1.10	1.05

※ 給水管にも適用する。ただし、φ20~φ40の給水管は、PPφ50及びHPPEφ50のBを使用する。

年度	令和	年度
岩見沢市水道事業標準図		
図面名	管土工定規図	
縮尺	任意	番号
設計年月日	令和 年 月 日	
岩見沢市水道部水道課		

様式集 (改訂)

車道部 高級舗装 1
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=4cm
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=5cm
 727 ϵ 安定処理 t=6cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=65cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 高級舗装 2
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=3cm
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=4cm
 727 ϵ 安定処理 t=5cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=60cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 簡易舗装 1
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=3cm
 727 ϵ 安定処理 t=5cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=72cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 簡易舗装 2
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=3cm
 727 ϵ 安定処理 t=5cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=55cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 防塵舗装
 0~40 μ 級切込砂利 t=25cm
 密粒度 ϵ 727 ϵ t=5cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 砂利道
 0~40 μ 級切込砂利 t=30cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

歩道部 ILB 一般用
 0~40 μ 級切込砂利 t=21cm
 インタロック型ブロック t=6cm
 不織布シート t=3cm
 敷砂
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

歩道部 ILB 重車用
 0~40 μ 級切込砂利 t=30cm
 インタロック型ブロック t=8cm
 不織布シート t=3cm
 敷砂
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

掘削部	1m以下	1.0mを超え 1.5m以下	1.5mを超え 2.0m以下
A =	20cm	30cm	40cm

掘削部	1m以下	1.0mを超え 1.5m以下	1.5mを超え 2.0m以下
A =	10cm	15cm	20cm

年度	令和	年度
岩見沢市水道事業標準仕様書		
図面名	経理係用一般図	
縮尺	任意	番号 1/2
設計年月日	令和 年 月 日	
岩見沢市水道部水道課		

様式集 (現行)

車道部 高級舗装 1
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=4cm
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=5cm
 727 ϵ 安定処理 t=6cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=65cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 高級舗装 2
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=3cm
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=4cm
 727 ϵ 安定処理 t=5cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=70cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 簡易舗装 1
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=3cm
 727 ϵ 安定処理 t=5cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=70cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 簡易舗装 2
 縦筋度 ϵ 727 ϵ t=3cm
 727 ϵ 安定処理 t=5cm
 0~40 μ 級切込砂利 t=55cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 防塵舗装
 0~40 μ 級切込砂利 t=25cm
 密粒度 ϵ 727 ϵ t=5cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

車道部 砂利道
 0~40 μ 級切込砂利 t=30cm
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

歩道部 ILB 一般用
 0~40 μ 級切込砂利 t=21cm
 インタロック型ブロック t=6cm
 不織布シート t=3cm
 敷砂
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

歩道部 ILB 重車用
 0~40 μ 級切込砂利 t=30cm
 インタロック型ブロック t=8cm
 不織布シート t=3cm
 敷砂
 砂質系 購入土埋戻
 埋設シート 管上60cm
 土留工
 新設管

掘削部	1m以下	1.0mを超え 1.5m以下	1.5mを超え 2.0m以下
A =	20cm	30cm	40cm

掘削部	1m以下	1.0mを超え 1.5m以下	1.5mを超え 2.0m以下
A =	10cm	15cm	20cm

年度	令和	年度
岩見沢市水道事業標準仕様書		
図面名	経理係用一般図	
縮尺	任意	番号 1/2
設計年月日	令和 年 月 日	
岩見沢市水道部水道課		